

埼玉県東部地域振興センター契約業者選定委員会要綱

(目的)

第1条 埼玉県東部地域振興センター所管の業務の執行に当たり、契約業者等の適正な選定を図るため、埼玉県東部地域振興センター契約業者選定委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、契約業者等の選定に関し必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、原則として予定金額が50万円以上について行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 所長

副会長 副所長

委 員 総務・防災担当部長

(運営)

第4条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

2 委員会は、会長が必要に応じて招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

4 委員会は、審査に必要あるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は、意見を聞くことができる。

(内申等)

第5条 第2条第1項に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その業務委託等を所管する関係職員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

(1) 指名する業者(案)

(2) 一般競争入札の公告文(案)

(3) 入札参加者等の選定理由やその過程を記載した資料

(4) 会長又は内申者が必要と認めた資料

(5) その他必要な資料

(決定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 契約業者等選定委員会の内容及び職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、東部地域振興センターにおいて情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第5条各号の資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第5条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、総務・防災担当が所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成12年 6月20日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年 3月 2日から実施する。